

大田原市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

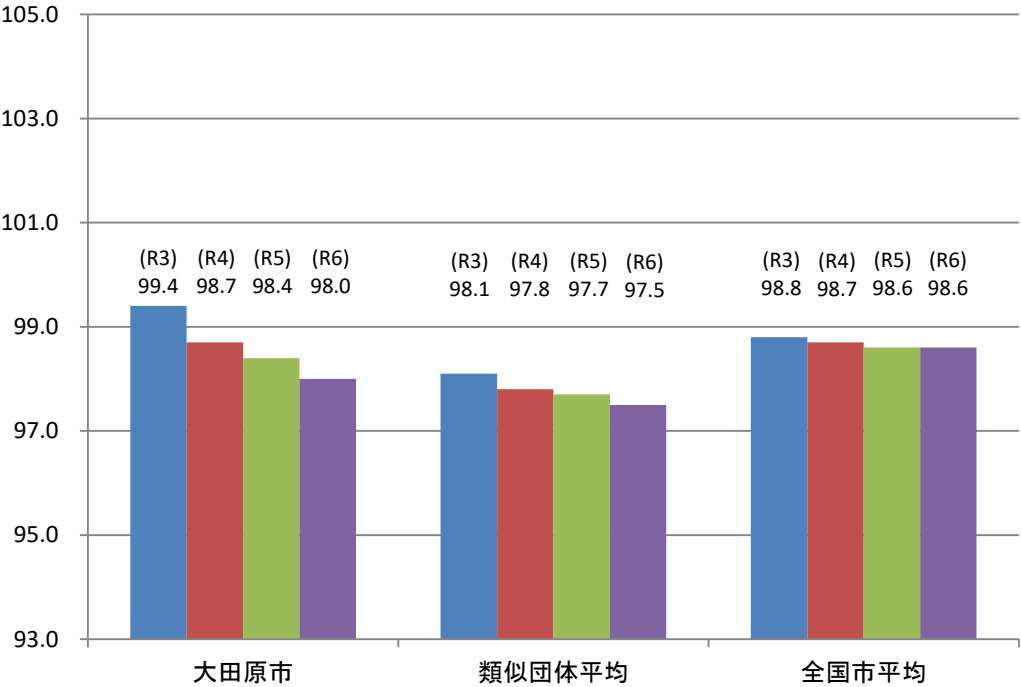
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 68,873	千円 33,694,873	千円 1,509,735	千円 5,098,906	% 15.1	% 15.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 496	千円 1,955,208	千円 383,930	千円 828,267	千円 3,167,405	千円 6,386	千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。1級(全号給)及び2級12号給までは引下げを行わない。3級以上の級の高位号給については、最大で4%引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
技能労務職給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準は6.0%(平成28年度は4.0%、平成29年度以降は6.0%)

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。平成27年度は国基準と同じ4.0%。平成28年度は引上げを行わず平成29年度に国基準まで支給割合を上げた。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1 日時点	遡及 改定後									
国基準による 支給割合	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
大田原市の 支給割合	3.0%	4.0%	4.0%	4.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	3.0%	6.0%	6.0%	6.0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の場合によりやむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時までの間)に勤務した場合に新たに管理職員特別勤務手当を支給することとした。)

単身赴任手当について、国に準じて見直しを実施。(令和5年4月1日実施)

(官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす場合に新たに単身赴任手当を支給することとした。)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大田原市	41.3歳	316,500円	377,669円	355,828円
栃木県	42.3歳	322,200円	392,702円	352,711円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.3歳	318,763円	383,353円	351,320円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与額 (A)	平均給与額 (国ベース)	対応する民間 の類似業種	平均年齢	平均給与額 (B)	A/B
大田原市	51.8歳	22人	313,300円	352,050円	340,282円	—	—	—	—
うち用務員	51.3歳	12人	313,400円	349,275円	344,050円	用務員	49.1歳	244,800円	1.43
うち自動車 運転手	51.7歳	4人	312,100円	366,875円	336,500円	乗用自動車 運転手	59.6歳	251,000円	1.46
栃木県	53.7歳	221人	291,458円	326,709円	308,326円	—	—	—	—
国	51.2歳	1941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	53.8歳	28人	292,768円	328,149円	308,262円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大田原市	—	—	—
うち用務員	5,768,400円	3,297,300円	1.75
うち自動車 運転手	5,946,000円	3,307,700円	1.80

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年度～令和5年度の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		大田原市	栃木県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	164,000円	169,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	253,911円	341,771円	374,943円	403,667円
	高 校 卒	236,367円	—	344,850円	381,978円
技能労務職	高 校 卒	—	—	282,400円	306,267円
	中 学 卒	—	—	—	—

※一般行政職の高校卒で経験年数10年の該当者が少ないため、経験年数11年の近似階層も含めて算定。

※技能労務職の高校卒で経験年数25年の該当者が少ないため、経験年数24、26年の近似階層も含めて算定。

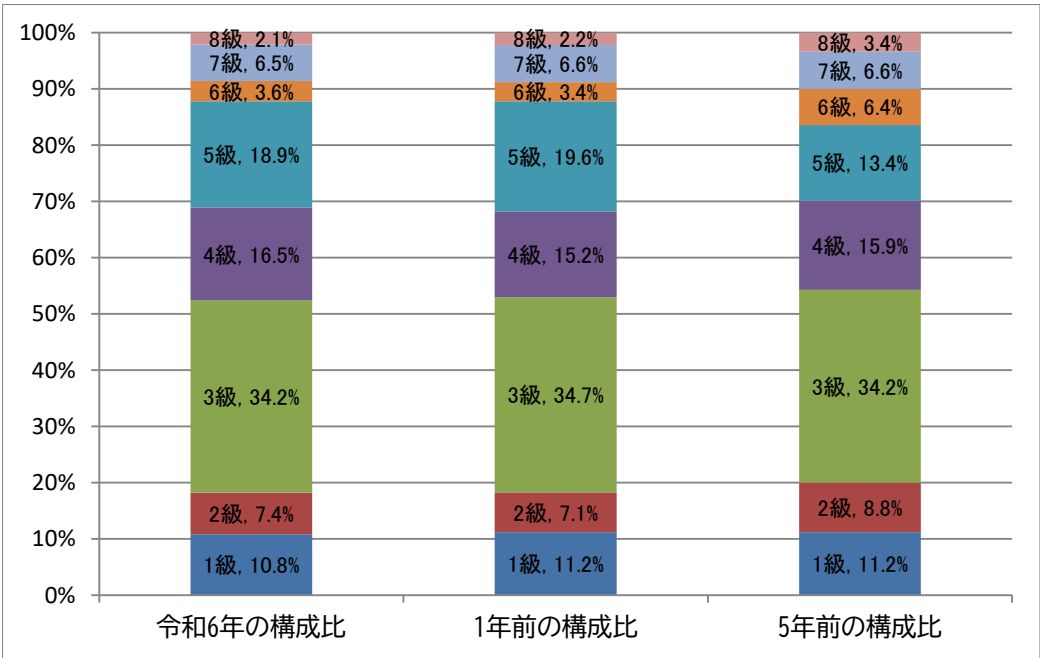
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	45	10.8	162,100円	249,400円
2 級	主任	31	7.4	208,000円	305,200円
3 級	主査	143	34.2	240,900円	351,000円
4 級	副主幹	69	16.5	271,600円	382,000円
5 級	主幹(係長)	79	18.9	295,400円	394,000円
6 級	総括主幹(課長補佐)	15	3.6	323,100円	411,300円
7 級	副参事(課長)	27	6.5	365,500円	446,200円
8 級	参事(部長)	9	2.1	410,300円	469,700円

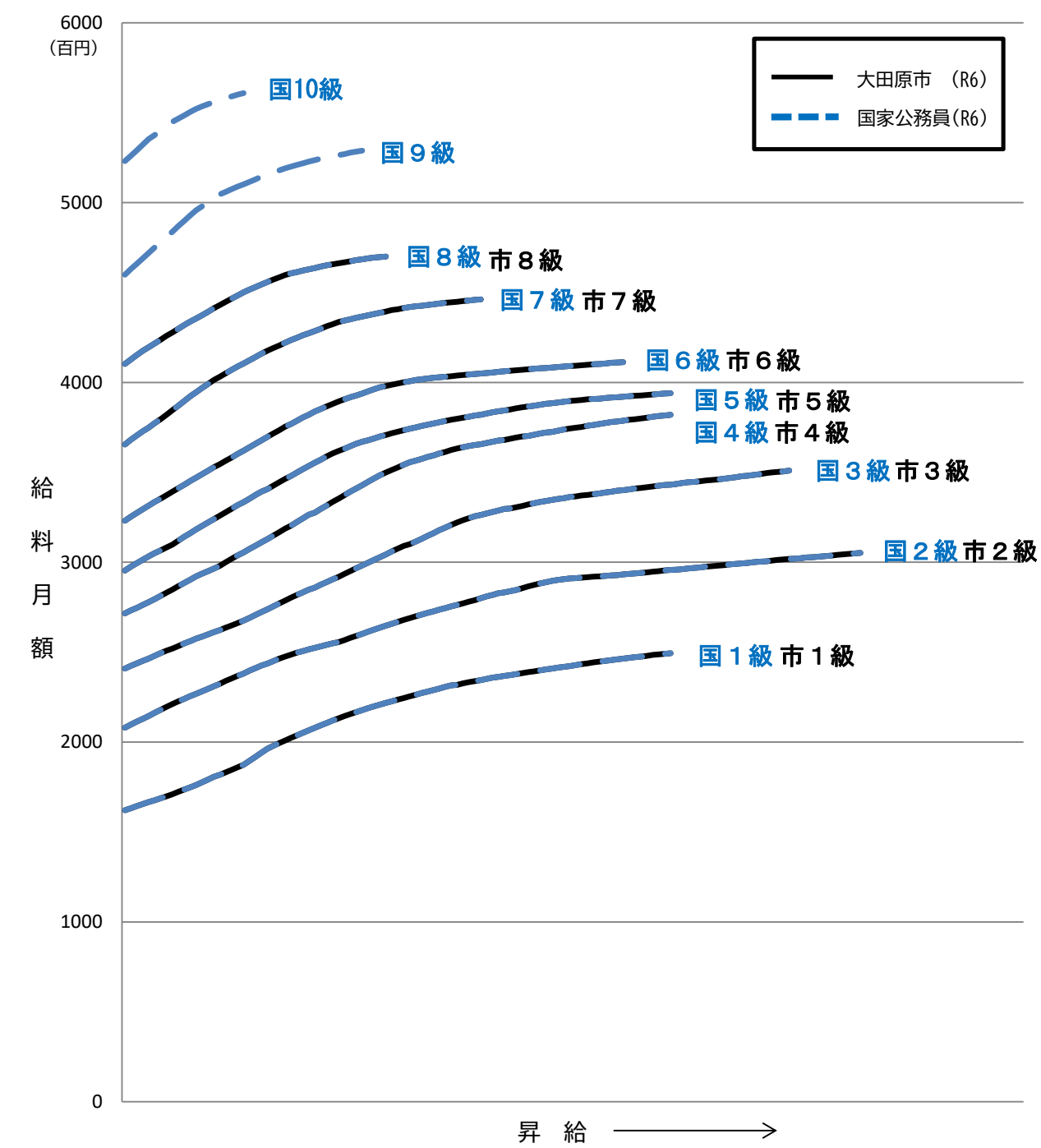
(注) 1 大田原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成21年4月に7級制から8級制に変更(旧給料表の6級を6級、7級に分化)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(大田原市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準、の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
□ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大田原市	栃木県	国
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,621 千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,680 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.450 月分 2.050 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.450 月分 2.050 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.450 月分 2.050 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大田原市）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な区分 支給実績がある区分	支給可能な区分 支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		○
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）	○	
□ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

大田原市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 335 千円 22,246 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績（R5年度決算）		131,417千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R5年度決算）		224,644円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
大田原市	6 %	585 人	6 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績（R5年度決算）			918千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			13,701円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			11.45%	
手当の種類（手当数）			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （R5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
市税事務従事手当	市税事務に従事する職員	市税の賦課に関する調査、検査事務に従事	234千円	日額 300円 （月額3,000円を限度）
		市税の徴収事務に従事	千円	日額 400円 （月額4,000円を限度）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収事務従事手当	徴収事務に従事する職員	市税外収入金の滞納及び 未納整理に係る徴収事務 に従事	40千円	日額 400円 (月額4,000円を限度)
防疫作業従事手当	防疫作業に従事する職員	その作業に従事したとき	千円	日額 500円
行旅病人及び行旅死亡人 収容作業手当	福祉事務所に勤務する職 員	行旅病人の収容処置に従 事したとき	千円	1回 1,000円
		行旅死亡人の収容処置に 従事したとき	千円	1回 3,000円
社会福祉事業従事手当	福祉事務所に勤務する職 員	社会福祉事務の現業に従 事したとき	216千円	日額 300円 (月額3,000円を限度)
用地取得等交渉業務従事 手当	用地取得等の交渉事務に 従事する職員	その業務に従事したとき	34千円	日額 300円
動物の処理従事手当	有害鳥獣の殺処分、有害 鳥獣、犬猫等の死体処理 及び捕獲に従事する職員	その作業に従事したとき	41千円	日額 300円
危険を伴う業務従事手当	地上7m以上、地下3m 以上の高所、深所及び下 水道管渠内で業務に従事 する職員	その作業に従事したとき	2千円	日額 300円
道路補修等業務従事手当	交通を遮断することなく 行う道路維持補修に従事 する職員	その作業に従事したとき	291千円	日額 300円
		道路班長	36千円	月額 3,000円
		道路副班長	24千円	月額 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (R 5 年 度 決 算)	135,028千円
職員1人当たり平均支給年額 (R 5 年度決算)	255千円
支 給 実 績 (R 4 年 度 決 算)	123,919千円
職員1人当たり平均支給年額 (R 4 年度決算)	252千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子がいる場合の加 算額 1人につき 5,000円 (3) 父母等 6,500円	同		57,783千円	251,229円
住居手当	借家、 借間 家賃 16,000円以上 家賃額-16,000円 27,000円以下 家賃 27,000円超 (家賃額-27,000円) 61,000円未満 ×1/2+11,000円 家賃 61,000円以上 28,000円	同		21,754千円	252,957円
	交通機関利用者 1ヶ月当たりの運賃等相当額 が55,000を限度として支給 自家用自動車等利用者(片道) 以上 未満 2km~4km 3,000円 4km~6km 4,200円 6km~8km 5,200円 8km~10km 6,200円	同	(国の距離区分) 以上 未満 2km~5km 2,000円 5km~10km 4,200円 10km~15km 7,100円 15km~20km 10,000円		

通勤手当	10km～12km	7,100円	異	20km～25km	12,900円	34,531千円	73,628円
	12km～14km	8,500円		25km～30km	15,800円		
	14km～16km	10,000円		30km～35km	18,700円		
	16km～18km	11,000円		35km～40km	21,600円		
	18km～20km	12,000円		40km～45km	24,400円		
	20km～22km	12,900円		45km～50km	26,200円		
	22km～24km	14,300円		50km～55km	28,000円		
	24km～26km	15,800円		55km～60km	29,800円		
	26km～28km	16,800円		60km～	31,600円		
	28km～30km	17,800円					
	30km～32km	18,700円					
	32km～34km	20,100円					
	34km～36km	21,600円					
	36km～38km	22,600円					
	38km～40km	23,500円					
	40km～45km	24,400円					
	45km～50km	26,200円					
	50km～55km	28,000円					
	55km～60km	29,800円					
	60km～	31,600円					
管理職手当	部長等（8級）	70,000円	同		34,572千円	617,357円	
	行政委員会等事務局長等（8級）	56,000円					
	課長等（7級）	52,000円					
	総括主幹（6級）	41,000円					
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合		同		223千円	24,778円	
	部長等 10,000円						
	課長等 8,000円						
	総括主幹等 7,000円						
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合						
	部長等 5,000円						
休日勤務手当	勤務1時間当たり 給与額×135/100		同		3,447千円	11,847円	

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市 長	970,000 円 (970,000) 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,015,000円 / 850,000円
	副 市 長	760,000 円 (760,000) 円	805,000円 / 687,000円
	議 長	500,000 円 (500,000) 円	539,000円 / 475,000円
報酬	副 議 長	435,000 円 (435,000) 円	467,000円 / 425,000円
	議 員	406,000 円 (406,000) 円	430,000円 / 390,000円
期末手当	市 長	(R5年度支給割合) 3.40 月分	
	副 市 長	(R5年度支給割合) 3.40 月分	
	議 長	(R5年度支給割合) 3.40 月分	
退職手当	市 長	栃木県市町村総合事務組合に加入 (算定方式) 1月につき給料月額の42/100	(1期の手当額) 19,555 千円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	1月につき給料月額の25/100	9,120 千円 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

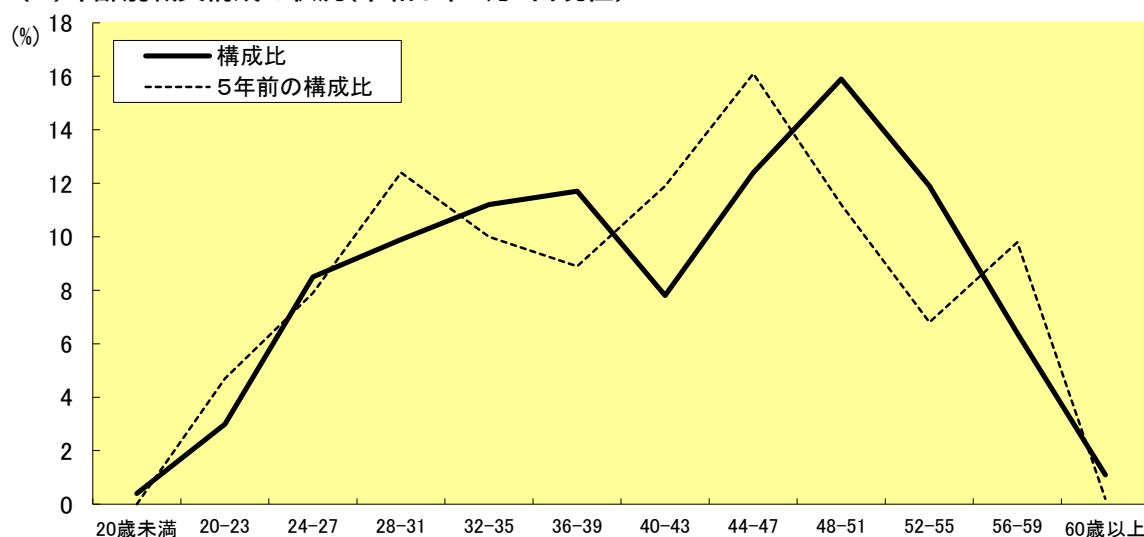
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	5	▲ 1	業務の見直しのため
		総 務 企 画	134	141	7	育児休業等の増加（総務課付け）のため
		税 務	37	36	▲ 1	固定資産税評価替え年度終了のため
		民 生	93	95	2	重曹支援係新設、児童手当制度改正のため
		衛 生	46	42	▲ 4	ワクチン接種業務縮小のため
		労 働	2	2	0	
		農 林 水 産	35	35	0	
		商 工	10	10	0	
		土 木	48	50	2	道路、建築業務の充実のため
		計	411	416	5	<参考> 人口1万当たり職員数 60.40 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.61 人)
	教育部門	85	88	3	割愛職員増、再任用から正職員配置としたため	
	小 計	496	504	8	<参考> 人口1万当たり職員数 73.18 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.57 人)	
公営企業等	会計部門	水 道	9	9	0	
		交 通	0	0	0	
		下 水 道	13	13	0	
		そ の 他	39	39	0	
		小 計	61	61	0	
合 計		557 [729]	565 [729]	8 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 82.04 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	17人	48人	56人	63人	66人	44人	70人	90人	67人	36人	6人	565人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別	年 度	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政		415	410	409	412	411	416	100.2
教 育		95	96	90	91	85	88	92.6
普通会計計		510	506	499	503	496	504	98.8
公営企業等会計計		61	62	60	61	61	61	100.0
総合計		571	568	559	564	557	565	99.0

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 1,406,375	千円 163,466	千円 43,108	% 3.1	% 3.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費20,188千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 9	千円 34,718	千円 6,629	千円 15,021	千円 56,368	千円 6,263	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大田原市	41.1歳	351,037円	521,926円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	45.8歳	337,221円	508,691円
事業者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				大田原市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（R5年度）				1人当たり平均支給額（R5年度）			
1,669 千円				1,621 千円			
（R5年度支給割合）				（R5年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.450 月分		2.050 月分		2.450 月分		2.050 月分	
（1.375 ）月分		（0.975 ）月分		（1.375 ）月分		（0.975 ）月分	
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5～15%				役職加算 5～15%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

水道事業			大田原市(一般職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	335 千円	22,246 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)		2,146千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)		238千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
大田原市	6 %	9 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	— 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5年度)	— %
手当の種類 (手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	1,788千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	199千円
支給実績 (R4年度決算)	1,305千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	145千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名		内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)	
扶養手当		(1) 配偶者 6,500円 (2) 子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子がいる場合の加 算額 1人につき 5,000円 (3) 父母等 6,500円		同		1,048千円	262,000円	
住居手当	借家、 借間	家賃 16,000円以上 27,000円以下	家賃額－16,000円	同		912千円	228,000円	
		家賃 27,000円超 61,000円未満	(家賃額－27,000円) ×1/2+11,000円					
		家賃 61,000円以上	28,000円					
通勤手当		交通機関利用者		同		735千円	105,000円	
		1ヶ月当たりの運賃等相当額 が55,000を限度として支給						
		自家用自動車等利用者(片道)		異	(国の距離区分)			
		以上 未満			以上 未満			
		2km～4km	3,000円		2km～5km			2,000円
		4km～6km	4,200円		5km～10km			4,200円
		6km～8km	5,200円		10km～15km			7,100円
		8km～10km	6,200円		15km～20km			10,000円
		10km～12km	7,100円		20km～25km			12,900円
		12km～14km	8,500円		25km～30km			15,800円
		14km～16km	10,000円		30km～35km			18,700円
		16km～18km	11,000円		35km～40km			21,600円
		18km～20km	12,000円		40km～45km			24,400円
		20km～22km	12,900円		45km～50km			26,200円
		22km～24km	14,300円		50km～55km			28,000円
		24km～26km	15,800円		55km～60km			29,800円
		26km～28km	16,800円		60km～			31,600円
		28km～30km	17,800円					
		30km～32km	18,700円					
		32km～34km	20,100円					
		34km～36km	21,600円					

	<table><tr><td>36km～38km</td><td>22,600円</td></tr><tr><td>38km～40km</td><td>23,500円</td></tr><tr><td>40km～45km</td><td>24,400円</td></tr><tr><td>45km～50km</td><td>26,200円</td></tr><tr><td>50km～55km</td><td>28,000円</td></tr><tr><td>55km～60km</td><td>29,800円</td></tr><tr><td>60km～</td><td>31,600円</td></tr></table>	36km～38km	22,600円	38km～40km	23,500円	40km～45km	24,400円	45km～50km	26,200円	50km～55km	28,000円	55km～60km	29,800円	60km～	31,600円				
36km～38km	22,600円																		
38km～40km	23,500円																		
40km～45km	24,400円																		
45km～50km	26,200円																		
50km～55km	28,000円																		
55km～60km	29,800円																		
60km～	31,600円																		
管理職手当	部長等（8級） 70,000円 行政委員会等事務局長等（8級） 56,000円 課長等（7級） 52,000円 総括主幹（6級） 41,000円	同		千円	円														
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 部長等 10,000円 課長等 8,000円 総括主幹等 7,000円 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 部長等 5,000円 課長等 4,000円 総括主幹等 3,500円	同		千円	円														
休日勤務手当	勤務1時間当たり 給与額×135/100	同		6千円	6,000円														

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 1,649,779	千円 224,462	千円 59,961	% 3.6	% 4.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費32,329千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
R5年度	人 13	千円 47,022	千円 8,308	千円 20,000	千円 75,330	千円 5,795	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大田原市	39.8歳	347,507円	504,422円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	44.5歳	334,536円	501,579円
事業者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		大田原市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(R5年度)		1人当たり平均支給額(R5年度)	
1,538 千円		1,621 千円	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.450 月分	2.050 月分	2.450 月分	2.050 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%		役職加算 5~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

下水道事業			大田原市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	335 千円	22,246 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)		3,005千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)		231,154千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
大田原市	6 %	13 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	— 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5年度)	— %
手当の種類 (手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	148千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	12千円
支給実績 (R4年度決算)	148千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	15千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 (3) 父母等 6,500円	同		2,214千円	276,750円
住居手当	借家、借間 家賃 16,000円以上 27,000円以下 家賃額 - 16,000円 家賃 27,000円超 61,000円未満 (家賃額 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円 家賃 61,000円以上 28,000円	同		1,106千円	276,500円
通勤手当	交通機関利用者 1ヶ月当たりの運賃等相当額が55,000を限度として支給 自家用自動車等利用者(片道) 以上 未満 2km~4km 3,000円 4km~6km 4,200円 6km~8km 5,200円 8km~10km 6,200円 10km~12km 7,100円 12km~14km 8,500円 14km~16km 10,000円 16km~18km 11,000円 18km~20km 12,000円 20km~22km 12,900円 22km~24km 14,300円 24km~26km 15,800円 26km~28km 16,800円 28km~30km 17,800円 30km~32km 18,700円 32km~34km 20,100円	同 異	(国の距離区分) 以上 未満 2km~5km 2,000円 5km~10km 4,200円 10km~15km 7,100円 15km~20km 10,000円 20km~25km 12,900円 25km~30km 15,800円 30km~35km 18,700円 35km~40km 21,600円 40km~45km 24,400円 45km~50km 26,200円 50km~55km 28,000円 55km~60km 29,800円 60km~ 31,600円	995千円	90,455円

	34km～36km 21,600円 36km～38km 22,600円 38km～40km 23,500円 40km～45km 24,400円 45km～50km 26,200円 50km～55km 28,000円 55km～60km 29,800円 60km～ 31,600円				
管理職手当	部長等（8級） 70,000円 行政委員会等事務局長等（8級） 56,000円 課長等（7級） 52,000円 総括主幹（6級） 41,000円	同		840千円	840,000円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 部長等 10,000円 課長等 8,000円 総括主幹等 7,000円 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 部長等 5,000円 課長等 4,000円 総括主幹等 3,500円	同		千円	円
休日勤務手当	勤務1時間当たり 給与額×135/100	同		千円	円